

熊本市公報

第1450号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

○熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則（第57号）	323
○熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則（第58号）	325
○熊本市病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第59号）	328
○熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則（第60号）	329
○熊本市墓地条例施行規則の一部を改正する規則（第61号）	330
○熊本市納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則（第62号）	332
○熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則（第63号）	334

規 則

規則第57号

令和3年7月16日

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則（平成28年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「公の施設」の次に「（教育委員会又は公営企業管理者の管理に属するものを除く。）」を加える。

別表第2第6号中「総務企画課」の次に「及び土木センター」を加え、同表第7号から第9号まで及び第11号中「事項」の次に「であって市長が審査庁となるもの」を加え、同表第12号中「属する事項」の次に「であって市長が審査庁となるもの」を加え、「及び第15号」を削り、同表第13号中「事項」の次に「であって市長が審査庁となるもの」を加え、同表第15号を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 第7号から第9号までに規定する市長が審査庁となる事項とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法第153条の規定により市長の権限に属する事務の一部が公営企業の職員に委任された場合における当該事務
 - (2) 地方自治法第180条の7の規定により市長以外の執行機関の権限に属する事務の一部が公営企業の職員に委任された場合における当該事務
 - (3) 地方自治法第229条第1項に規定する分担金、使用料、加入金又は手数

料の徴収に関する処分

- (4) 地方自治法第231条の3第1項から第4項までの規定による督促、滞納処分等の処分
- (5) 地方自治法第238条の7第1項に規定する行政財産を使用する権利に関する処分
- (6) 地方自治法第244条の4第1項に規定する公の施設を利用する権利に関する処分

2 第11号から第13号までに規定する市長が審査庁となる事項とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第3項の規定により人事委員会の権限に属する事務の一部が市長に委任された場合における当該事務（第11号に規定する人事委員会の所管に属する事項に限る。）
- (2) 地方自治法第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を当該執行機関の事務を補助する職員に補助執行させた場合における当該事務
- (3) 前項第3号から第6号までに掲げる事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第58号

令和3年7月20日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

第1条 熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和48年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（受給資格者証の有効期間等）

第6条 前条第2項に規定する受給資格者証の有効期間は、同条第1項に規定する認定のあった日（以下「受給資格認定日」という。）から同日以後の最初の7月31日（20歳未満の者にあつては、3月31日）までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表中欄に定める区分に応じ、受給資格認定日から同表右欄に定める日までとする。

障害者の区分	年齢区分	有効期間の末日
第2条第1項第2号に規定する療育手帳の交付を受けた者	20歳以上	受給資格認定日以後の最初の7月31日。ただし、障害の程度の変化を確認するための判定（以下「再判定」という。）を受けることとされた者にあつては、同日又は再判定を受けるべき年度の3月31日のいずれか早い日
	20歳未満	受給資格認定日以後の最初の3月31日
第2条第1項第3号に規定する精神障害者保	20歳以上	受給資格認定日以後の最初の7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効

健福祉手帳の交付を受けた者		期間の満了する日のいずれか早い日
	20歳未満	受給資格認定日以後の最初の3月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期間の満了する日のいずれか早い日

2 有効期間の満了した受給資格者証は、満了した日において当該受給資格者証の交付を受けた者が第3条に規定する受給資格者の要件を満たす場合には、当該有効期間の満了する日の翌日をもって更新する。この場合において、当該受給資格者証の有効期間の始期は当該満了する日の翌日とし、終期は前項の例による。

第11条中「12箇月」を「12か月」に改める。

第2条 熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、3月31日」を「、20歳となる日の属する月の末日」に改め、同項の表第2条第1項第2号に規定する療育手帳の交付を受けた者の部の前に次のように加える。

第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者	20歳以上	受給資格認定日以後の最初の7月31日。ただし、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第6条第1項の規定による診査(以下「再認定」という。)を受けることとされた者にあつては、同日又は再認定を受けるべき日から3か月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日
	20歳未満	20歳となる日の属する月の末日。ただし、再認定を受けることとされた者にあつては、同日又は再認定を受けるべき日から3か月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日

第6条第1項の表第2条第1項第2号に規定する療育手帳の交付を受けた者の部20歳以上の項中「年度」の次に「(以下「再判定年度」という。)」を加え、同部20歳未満の項有効期間の末日の欄を次のように改める。

20歳となる日の属する月の末日。ただし、再判定を受けることとされた者については、同日又は再判定年度の3月31日のいずれか早い日

第6条第1項の表第2条第1項第3号に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の部20歳未満の項中「受給資格認定日以後の最初の3月31日」を「20歳となる日の属する月の末日」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和3年8月1日から、第2条の規定は令和4年8月1日から施行する。

規則第59号

令和3年7月29日

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例(令和3年条例第65号)の施行期日は、
令和3年8月1日とする。

規則第60号

令和3年7月30日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

旧熊本市市民病院解体工事に関する専門家会議	旧熊本市市民病院の解体工事について、周辺環境に与える影響の検証及び対策に必要な技術的事項を審議する。	令和3年8月1日から令和4年3月31日まで
花畑広場テントその他什器デザイン及び製作等業務受託事業者選考委員会	花畑広場テントその他什器デザイン及び製作等業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和3年8月1日から同年12月31日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第61号

令和3年8月2日

熊本市墓地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市墓地条例施行規則(昭和33年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(様式第1号)」を削り、同条第2項中「(様式第2号)」を削る。

第4条第1項中「様式第3号」を「別記様式」に改め、同条第4項中「(様式第4号)」を削る。

第5条中「(様式第5号)」を削る。

第6条中「第17条」を「第24条」に改め、「(様式第6号)」を削る。

第10条中「第19条」を「第26条」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(指定申請書に添付する書類)

第11条 条例第18条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体が条例第18条第1項の規定による申請を行う日の属する事業年度の直前の3事業年度に係る当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協定に定める事項)

第12条 条例第21条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (5) 事業報告書に関する事項
- (6) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(書類の様式等)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類（第11条各号に掲げるものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とし、様式第4号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第62号

令和3年8月2日

熊本市納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市納骨堂条例施行規則（昭和56年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(様式第1号)」を削る。

第3条中「様式第2号。」を削る。

第4条中「(様式第3号)」を削る。

第5条第1項中「(様式第4号)」を削る。

第6条中「(様式第5号)」を削る。

第8条中「(様式第6号)」を削る。

第9条の見出しを「(雑則)」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(指定申請書に添付する書類)

第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体が条例第13条第1項の規定による申請を行う日の属する事業年度の直前の3事業年度に係る当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 市税滞納有無調査承諾書

- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(協定に定める事項)

第10条 条例第16条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 納骨堂の開館時間に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(書類の様式等)

第11条 この規則により使用する書類(第9条各号に掲げるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第63号

令和3年8月3日

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本市災害救助法施行細則（平成31年規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ中「設置費」の次に「（法第4条第2項に規定する避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）」を加え、「320円」を「330円」に改め、同号カ中「避難所」を「法第4条第1項第1号に規定する避難所」に改め、「7日以内」の次に「とし、同条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から別に定める日までの期間」を加え、同項第2号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同号ア(イ)中「5,610,000円」を「5,714,000円」に改め、同表第2項第1号ウ中「1,140円」を「1,160円」に改め、同表第3項第3号アの表中

「

18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円

」

を

「

18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

」

に改め、同号イの表中

「

6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円
9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円

」

を

「

6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

」

に改め、同表第6項第1号中「若しくは半焼し」を「半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同項第2号中「584,000円」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

別表第1第6項第3号中「1月以内」を「3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）」に改め、同表第8項第3号イ(ア)中「4,400円」を「4,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,700円」を「4,800円」に改め、同号イ(ウ)中「5,100円」を「5,200円」に改め、同表第9項第3号中「211,300円」を「215,200円」に、

「168,900円」を「172,000円」に改め、同表第11項第4号ア中

「3,400円」を「3,500円」に改め、同号イ中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表第12項第2号中「135,400円」を「137,900円」に改め、同表第13項第1号ア中「被災者」の次に「(法第4条第2項の救助にあつては、避難者)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。